

# 一般質問通告書

東村山市議会会議規則第 62 条第 2 項に基づき、下記の通り一般質問の通告をする。

2016 年 8 月 24 日

5 質問者 朝 木 直 子

東村山市議会議長殿

## 1 多摩湖寿会で発生した、元市議会議員による業務上横領疑惑について

### 1. まず、老人会への補助金支出のあり方について伺う

- (1) 当市の老人会への補助金支出の総額、および各老人会への支出額算定方法について伺う。
- (2) 補助金の使途はどのようになっているか。
- (3) 公金による補助金支出事業である以上、運営について、一定の指導やルール化が必要だと思うが、見解を伺う。
- (4) 高齢者事業への補助金支出について、そのあり方について伺う。

### 2. 「多摩湖寿会」(老人会) で発生した業務上横領疑惑について

- (1) 多摩湖寿会において、平成 24 年度から平成 27 年度にかけて、会計業務についていた元市議会議員によって行われた、業務上横領が強く疑われる行為について、以下伺う。
  - ① 市がこの事実を知った経過。
  - ② 横領と思われる不正会計について、「お祝い金や会費など収入金の未納」「経費(領収書)の二重計上」「架空(実際には支出していない)の出金伝票」のそれぞれの件数(日時)、内容、金額を伺う。
  - ③ 会計上不正があった金額の年度ごとの金額および総額はいくらか。不足金の処理はどうしたか。
- (2) 多摩湖寿会の調査により、上記不正事実が発覚し、市老連に相談に行った際、市はどのような対応をしたか。また社会福祉協議会はどのように関わったか。
- (3) 横領疑惑発覚後に事件の処理について相談を受けた市老連(行政)および社会福祉協議会は「お金は返金されており、過年度の会計は会計監査や総会の承認をうけているので何の問題もない。」という見解を寿会に対して示したと聞くが事実か。事実だとすればこれはどのような法律上の根拠による見解か。
- (4) このような見解を示すまでの協議経過を伺う。関わった人物は誰で、いつ、何回、どのような協議をしたか。責任者はだれか。

- (5) 公金から補助金が支出されている事業において、横領が強く疑われる不正が明らかになったにも関わらず、このような不正の「隠ぺい」ともとれる対応は許されるか。公務員には告発義務があることを勘案すれば、行政および社協の今回の対応は許されない。また会計役員であった人物が「元市議」であることや社会福祉協議会の評議員であるということが行政や社協の「隠ぺい」ともとれる対応の大きな原因となっているのではないかと思うが、市の見解を伺う。
- (6) 会計役員の元市議が寿会会計から抜いたことを認め賠償した42万4,500円について、社協は「行政に一部返金することもあり得るので手を付けないで欲しい」と寿会に対して言っていると聞くが、これは横領の疑いがあるという判断からこのような発言になったのではないかと思うが伺う。また社協の顧問弁護士の見解はどのようなものであったのか伺う。
- (7) この元市議は42万4500円を会計から抜いたことを認めていると聞くが、市はこれを確認しているか。
- (8) 8月17日に、行政、社協、多摩湖寿会現役員、不正会計処理を行った元市議および第三者の立会人による話し合いが行われたと聞くが、行政側からは誰が出席したか。またその内容。
- (9) 8月17日以降、帳簿の精査を行ったところ、他にも新たな不足金が見つまっている。報告を受けているか。
- (10) 会計の不正処理を行った元市議会議員は、新年会の会費やお祝い金、バス研修会費などで集めたお金を会計収入に入れず、78件もの経費（領収書）を二重計上するなどして寿会会計から抜いたお金は、「寿会50周年のために使おうと思い、私が積み立ててあげていた。」と言い張り、横領ではないと言っている。  
会計役員の任期終了の際にこの「積み立て金」については何の引き継ぎもなく、会計役員の任期を終えている。「積み立て金」の存在は誰にも知らされておらず、また積立金口座や帳簿等はないようである。このような「積み立て」の方法は当市会計において行われているか。また許されるか。当市会計において職員による同様の行為が行われたら、職員による市のための「積み立て」として認めるのか、またどのような処理をするのか、馬鹿馬鹿しいが念のため伺う。
- (11) 今回は会計役員が一人で入出金を行い、帳簿の記入も行っていたため、発覚が遅れた。再発防止のため、公金の補助金支出先である任意団体での会計のあり方について指導助言が必要であると思うが、見解を伺う。また他の再発防止策があればあわせて伺う。

以上について、総括的に伺う。